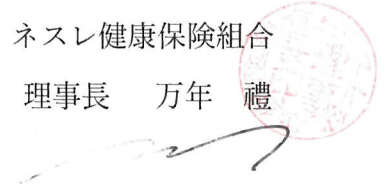


令和 6 年 7 月 8 日

公告 第 4 2 0 号

ネスレ健康保険組合
理事長 万年 禮



互選議員補欠選挙について

当組合第 1 選挙区の互選議員谷澤苑美氏が令和 7 年 7 月 22 日付で退任致しますので、規約第 8 条の規定により下記の通り補欠選挙を行います。

記

1. 投票の日時 : 令和 7 年 7 月 22 日
2. 開票の日時 : 令和 7 年 7 月 22 日 投票終了後即時開票
3. 選挙会場、選挙すべき議員数、 : 別表 1 の通り
開票、選挙会会場、及び選挙人範囲
4. 選挙区の選挙長及び投票管理者 : 別表 2 の通り
5. 立候補 : 立候補者は組合会議員選挙執行規定
第 7 条第 1 項及び同条第 2 項、並び
に第 9 条の規定による議員立候補者
届及び推薦届を令和 7 年 7 月 17 日
午前 8 時まで、選挙長宛提出すること。
6. 立候補者推薦届、選挙活動、 : 別表 3 の通り
選挙公報について
7. 郵便による投票について : 別表 4 の通り

選挙投票会場、開票・選挙会会場、選挙人の範囲、選挙すべき議員数

選挙区	投票区	選挙人の範囲	投票会場	開票・ 選挙会会場	選挙すべき 議員数
第 3	—	島田工場所属 被保険者	島田工場食堂	左記に同じ	1 名

選挙長及び投票管理者

第 3 選挙区	選挙長	の場 太
---------	-----	------

ネスレ健康保険組合 議員候補者心得

議員候補者は組合規約及び組合会議員選挙規程並びに下記事項を厳守し誤りのないよう注意されたい。

1. 立候補者推薦届について

- (1) 当組合会議員選挙執行規程第 7 条第 2 項の規定により立候補者推薦届の届出をする場合においては、議員の候補者となろうとする者の所属する選挙区の被保険者である組合員 10 名以上の推薦があることを要する。
- (2) 同規定による推薦届の推薦届出者氏名は自筆署名、捺印または自筆サインであること。

2. 選挙運動について

- (1) 選挙運動は立候補者の氏名が公示された時から行う事ができる。
但し、所属選挙区内において就業時間中は行ってはならない。
- (2) 選挙演説は行う事はできない。
- (3) 投票日当日（2 月 19 日）は選挙運動の一切を行ってはならない。

3. 選挙公報について

議院候補者の氏名・生年月日・所属部署については選挙公報として掲示する。
選挙公報以外のポスターその他一切の文書、図画は認められない。
例えば名刺・看板（プラカード）等を配布又は掲げる事を行ってはならない。

4. 以上の他法令規約及び会社の就業規則等によって取締られるから充分注意されたい。

郵便投票・準郵便投票について

組合会議員選挙執行規程第 20 条による郵便投票、準郵便投票を行うものは下記の通りとする。

記

1. 郵便投票を行う者

別表 1 の通り。

2. 準郵便投票を行う者

各選挙区において出張・交替勤務・病気等で投票日直接投票出来ない者。

3. 締切は投票締切時刻とする。(午後 5 時)

4. 投票用紙及び投票用封筒の交付は、各選挙区の選挙長宛請求されたい。

